明治三十八年三月二十日　朝鮮日報（日刊）（月曜日）　第五十號（一）

明治卅八年壹月十四日　第三種郵便物認可

朝鮮日報

紀元二千五百六十五年
韓曆光武九年
陰曆甲辰二月十六日

定價　壹ヶ月金參拾錢　（前金）[illegible]
廣告　五號活字十九字詰　壹行壹回金拾參錢　三回以上金七錢　五日以上金五錢　特別掲載金貳拾錢
發行兼編輯人　[illegible]
印刷人　[illegible]
發行所　韓國釜山港大廳町二十七番地　朝鮮日報社

日報論說

對韓策の一進境

［記者］

豫期せられし奉天附近の野戰は完全の勝利となりて黑鳩一派の退却は之を施すに處なく敵軍大潰亂となりて其過半は陣沒し年來蓄積せし莫大の軍器糧食を捨て僅かに鐵嶺の險に少安を得んとせしも我追擊軍の猛威は風の枯葉を拂ふが如く唯一息にして之を占領し敵をして滿州の野の彼影なからしむるに至る此役に於て黑鳩軍の包圍全滅さるゝに至りしは彼れ北軍を頼んで退却の容易なる事を信じつゝ未だ背水の決心なかりしが爲なり故は已に敵を解せず哭自家の地位を解せざりしなり然率天若鐵れ鐵嶺を失ふはその全軍の滅亡を意味するものたるを慮らず而して東洋に於ける戰役の全局が之に由て決せらるべき可き運命に以たり、然れども[illegible]

此滿州軍の勝利は是れ明らかに我邦の全勝を意味し戰後に於て我邦の享有す可き利益を[illegible]之を付度するは難からず、然らば已に擴張されたる我對韓の經營なるものは是より着々其の實行に移らざる可らざる其の成算の如何に拘はらず其の實力の有無に關せずして。

何を以て之を言ふ吾人は見よ開戰は大戰の機なり而して一朝赤運が我に歸手せば之に供ふ占領地區の經營なるもの亦冒險なるも幸運の[illegible]は之を歡迎すとは躊躇せざる事し、否な[illegible]戰に勝つも其勢力を放擲し其占領地區の經營整頓せざるものは之れ文明の意義に反す、况んや日露の戰爭を拠ふや事韓の利害より崩し、文明の對韓に向ふ[illegible]しものなきをや。

斯く云へばとて我邦の韓國經營が其要を得ざりしと云ふに非ず、既往に於ける我政府の指揮、人民の意向是れ我意を得たるものなるを斷言するに憚らずと雖も滿州に於ける我邦の大捷が所謂韓國の經營を遠慮日釋難しに遂行せしむるの機を與ふるものなりとして茲に永久的の設計に取り掛るの秋と爲りたるを言ふ也。

[illegible]明らかに之を言へば滿州[illegible]の全勝を得たる[illegible]大に喜ぶ、我邦人の對韓經營を言ふ[illegible]些少の[illegible]遷延を[illegible]せず我國の[illegible]登々大膽に[illegible]之を全ふせざる可らず其設置の永久的なる可く其規模の[illegible]大ならざる可らざるは勿論の事として、[illegible]者從來から喜ぶものゝ爲に此重要なる[illegible]に此重要を見るに[illegible]時機[illegible]を[illegible]滿州の[illegible]に於ける奇蹟が全世界を震動するの今日に當りて[illegible]の勢を以て韓國の經營に手を染めざる可らず、既に中韓山に於ける

我利益獲得上の好機を利用して千載の根帶を固めざる可らざる也

由來[illegible]韓國民必ずしも商工業の[illegible]に[illegible]せず[illegible]徒は我國民にして其然らざらんを望むの也

各地通信

門司特報（十六日發）（特派員發）

鈴木聯隊長の負傷

北豐勝山老聯隊長鈴木中佐（宣貞）は鐵道線以西鄭河附近の少部落北城子に於て去る五日敵兵の狙擊を受け二傷を蒙りて後送本日午後小倉豫備病院砂津分院に收容せらる、中佐が負傷當時の狀況を聞き得たれば左に報せん

中佐は二月上旬に於て流行性感冒に罹り靜養中なりし由にして爲めに先任將校高村少佐（第一大隊長にして其者は故存せる中佐の代理として全老聯隊の指令官たり、斯くて本月一日よりは第二軍の各部隊共奮々前進を開始し銃火は幽けく豆を煎るが如く砲聲は天地を震撼せん計りなるに鈴木中佐は斷然病床を蹶起して只管醫師の止むるを肯かず本月四日遼陽を出で、配下老聯隊の宿營地たる大東堡に赴きしも該隊は既に同地を去りて渾河の南岸なる曾胡臺より前進し其附近にありて切りに敵と對戰中なる旨の情報を得たるより中佐は五日早朝に大東山堡を發程し配下老聯隊に合すべく北上の途に就きたり、其時附隨したるは從卒山口善吉及び輜重兵軍曹池田充嶽の兩氏のみなりしが一行は前線の砲銃聲に一入氣を集せりて支那馬車を疾驅せしめ前途を急ぎつゝ北城子と云へる一小部落に來りし時左斜めの[illegible]高地より一騎現はれて二百米突位いに接近し來り別に一個小隊餘の步兵は後方の高地に散見すれば、一行は[illegible]始めて敵兵なる[illegible]を知りしが[illegible]ざれば馬首を廻らして[illegible]はれ射を[illegible]利部敵は亂射を始め[illegible]の弾は御部と[illegible]の二彈は馬車にて[illegible]負傷した[illegible]中佐の頸部を一丸は[illegible]不幸にも[illegible]何とも[illegible]已に[illegible]合三ヶ所に負傷して[illegible]も[illegible]は急に[illegible]力の有[illegible]の二三彈を受け[illegible]を受けたる[illegible]の[illegible]二[illegible]一行は敵の[illegible]の念を[illegible]居たる[illegible]も[illegible]なく一行を[illegible]敵はおらず[illegible]も如何にせしか[illegible]急に追ひ來らず[illegible]中佐は[illegible]始めて假[illegible]繃帶を受けたり[illegible]一個小隊を超へざる敗兵の徘徊しつゝありしものにして[illegible]人は[illegible]急射の狙擊を[illegible]を作り身に[illegible]天祐なりと云々

雜錄

錦江の航運（六）

輸入の部

三十四年度

品種	數　量	金　額
金巾	四八、一二七反	一七〇、七六〇圓
紡績	一二〇、〇一〇斤	一三三、二六一圓
石油	九〇、七〇〇瓩	一二、四三四圓
燐寸	五四、九一二哥	一五、三五七圓
明太魚	三九九五八八斤	二七、三一四圓

三十五年度

品種	數　量	金　額
金巾	四一、三九三反	一六三、三八一圓
紡績	一二三、二六一斤	四三、八五七圓
石油	三二九、一〇〇瓩	三〇、七七三圓
燐寸	一二三、九二〇哥	一、二四一圓
明太魚	三四、一九一四斤	一九、五八圓

三十六年度

品種	數　量	金　額
金巾	八一、〇一三反	三二〇、七一六圓
紡績	一七〇、七四〇斤	五六、五五二圓
石油	一九〇、四〇〇瓩	四七、九四七圓
燐寸	七七、七九四哥	二二、二九七圓
明太魚	八三、一七三斤	四七、九四〇圓

前記の内明太魚は元山產にして釜山を經由して輸入せらるゝもの生部をおむ群山は各國居留地制にして現今居住もの左の如し

日本人	一、七三〇
支那人	六〇
西洋人	
計	一、七九〇

郵便　日清韓歐人とも日本郵便による小包郵便も取扱はる

電信　韓國電報司に依るの外なく韓語支那暗號及英語羅馬字何れに依るも差支なし但し外國へは必ず英字を用ゆ

群山は錦江の如く錦江一帯に沿し其貿易の營運は實に顯著なるものなり然れども又全州の沃野と万頃江沿岸市邑の關係を知らせる可からず蓋し其輸出入貿易の內全州方面に於ける米の產出高は平均一ヶ年十五萬石と解せらる其四分の一は群山に運搬せられ[illegible]に運漕するもの也而して[illegible]入の三分の壹は錦江を下り[illegible]に出で直接木浦仁川[illegible]附近並に全州方面[illegible]陸路配給ものなり故に萬頃江流域と群山の關係に就ては他日詳細探明の上記載するあとゝせん

征行日記（三月十八日）　被贅　叢

今日は造船作業のあるべければとて午前四時三十分の起床命令に接したり余には馬裝なく毛布を纏ふ頭は早くも大行李は積載を終へ余を出づるとき已に縱列の後尾遠く後影を止めず常に先頭を誇りつゝありし余は今日は縱列の後尾を追はざるべからず余は心焦ちて驅足にて馳せ出しき可笑や昔原の水禽の夢や破りやしけむョラ〱バッと群を亂して飛び昇りす不意の襲擊余は砂煙を上ぐる武者一騎近かづくや大喝してする稅關か[illegible]れ何時往げり遙か前方にが縱列にわらざるか縱列長は令を[illegible]せり、通譯官は曹長炊事係と共に先頭に渡船して江東店に到り設營をなすべし」と乃發す通譯官前へッと云ひも終らず馬首を施せば再び揚る砂塵朧々姿は消ゑ行く蹄の音のみ江水に響きて物凄し余は更に急進して往くみと數丁唯見る黑堤の下數百の人馬是れ我が縱列にわらざるか[illegible]江東店に到り設營をなすべし[illegible]水町伍長の宿に騎し朱雀門を過ぎ土人の數ふる支へ家江東店に向ふ路に釜山の舊友某氏に會す奇遇異に奇遇而も任務を負へる身の數語を交ゆべからず再會を約ゑ馬腹を蹴る間越々外郭に出て十人に進程を問へば聽へて曰く九十韓里蓋し同名異地なり依て馬首を囘し觀察府なる縱列司令部に至り急談に談し七星門外に宿營計畫をなす于時午前十一時

此處箕子の廟のある處にして右は一帶の松林鬱蒼たるが如く左に遠く廣潤なる平原を望み南に巒巒の起伏して黛の如きを見る起伏たる紺瑠璃の普通河の邊に演習しつゝあり勇敢なる我將士は軽にも武を練るべくして予は疲れたるまゝ翠松の下に青草の上に若[illegible]かなるに臥を枕にしばし夢路を辿れば幻に鑄の桁に歸くを聞く、午後一時頃より縱列の先頭は着し午後六時全部着同八時入舍す

此夜韓人金子[illegible]なるもの警探の故を以て余等の宿舍の西方にて銃殺せられぬ瞥見せば彼の雪白の衣より鮮血淋々として迸ばしるを見る

箕子廟の前松亭の宿舍に余す夜に入り寒氣頓ろ加はる

和歌

東、、、、　京龍樓會詠草

○

かくても鄕にあまし今日をはじめの旅枕、　上村華陵

思ふ浩歌はねならず。

淋しみを花にぬかれぬやる思ひ花のみ精か我が夢に入る。

○

あゝ梅の花さかりならずや。　佐竹はな子

鬢ときて風にふかさめぅす月夜、

○

たへ涙は、誰れにゆだねし。　井上絹水

さびしげに嫁ぎ行く人そのかみの、ゐまは、

君は永久に、わが胸のかぎ文とけば、

ぬ閨のまだ襲ひ來る。

○

わが手は、涙が香に涙が觀かぬ世はかすみて、　山本水子

すれじてのうす月夜

いひしらぬみ手のふるひまさわれて、梅の月夜の雲かへり見る

小諸の扇拍子や梅月夜　半人

垣越しに梅一枝の所望かな

阿加補に香るや梅の一夜越　天奴

梅散るや昔秀の戾り路

何もしらぬ人は醉けり花の山　天狂

山茶花に對すりボンの委哉

講談

仇討　武勇の譽（十八回）

林講演　本社員速記

重「其御心配には及びません重太郎府は一へにおどは欠きませんから罷り越した上下絹に逢ふて談判をいたさう思ひたつたが吉日是れから一ッ参りませう」勝夫で此誠と恐れ入りまする御都合のよいときいつでもお出なされまし、[illegible]何今日の夜参る傳ふか以來今日のやうなれもてなしたいけれども御無用に願ひれいに話と他人の口といふものはうるさいものでございます御互ひに冤罪を被むり汚名を受けるのも迷惑千万更に角御安心なさるがよろしい參つて見ませう重太郎は七ツ頃に野澤を出まして宇都の宮へまゐりうちはやどいふ宿屋へ其のばんは泊りました夕飯をすましてから亭主を呼んでくれといふと女が「あの、二階の旦那樣が御用だとおつしやいます」○「さうかどうちはやの亭主が何ぞ御用でございますか」重「今晚拙者が知人で重太郎の座敷へ参りましたが○「何か遊里へ参つて見たいと思ふが巴屋四郎兵衞の抱へ遊女に絹といふものが評判であるの一夜戲むれて見たいのだ一人で参るのは誠とにめぐるしいお前が案內してくれるとは出来まいか」○「左樣でございます巴屋は[illegible]でございます旦那が入らつしやるならば御供をいたしましてもよんでございます然し巴屋の玉絹は御客樣を取りませぬ只其お座敷へ出まして藝をするだけのことでございます御客樣の自由にならない女でげすから之は他へ御出になつた方がよふございませう」重「イヤ夫はきいて居る手前は決して玉絹を何うかしなければならんといふのではない座敷へよんで酒の興を添へるだけだ之へ案內をしてくれ」○「左樣でございますか夫れじやア旦那樣御案內をいたしませう」是から重太郎をつれて惣て巴屋へ参りました幸て新富の開柄であるから○何うぞ家の旦那だから大切にして貰ひたい相方は玉絹さんに頼みます萬事は旦那の御承知でおいでなさるからといふので是から二階の一と間へ通つて待つて居る山海の珍味をうづたかく持つてくる綾羅金繡を纏ひ紅粉を粧ふて高價の櫛[illegible]蘭奢の香りたかく錦の袋に這入つてゐる細く長きものを携さへ御免なさいませと這入つて來た小浪才藏がうつ〱となりましたが玉絹と知如何なる美人であるやらんと重太郎が醉眼見ひらきて見ると驚ろきました驚ろひたのも尤と思ひきや現在妹のつぎ女つき女も重太郎の顏を見て魂を大外に飛ばすばかり驚ろき然し互ひに目と目で知らせ大事を抱へし居ますから一言に他のものへは知れません玉絹は琴三味線を取揃へまして何氣なく酒宴の興をそへて居ます重太郎はけふ入つて或ひは手を叩き詩なぞを吟じ他の人にはひどく酩酊をしたやうに見せかけました[illegible]は聊るか胸に思ふあとがございまする事エ一玉絹始めて逢ひました、お前の處に小浪才藏とて野澤に居る人がくるかナ玉「ハイ每度お出でございます今ばんも程なくお出たらうと存じます」重「其の小浪才藏の儀に就て拙者は少しくお前に相談をいたしたいあとがある何うか他人を遠ざけて密〱話しをいたすあとは出來まいか」玉「ハイよろしうございます皆さま此の旦樣が小浪樣のあとについて私くしに內々お話しをしたいとおつしやるのだから少し遠慮して下さい」○「オヤさうでございますか小浪さんの御知合でございますかちつとも存じませんで失禮をいたしました〱サア何うぞ御ゆつくり」旦那樣御免なさいまし遊ばせと女が皆座敷を下つて了ふ跡に重太郎がさし寄つて[illegible]重「つき、無事で居たか」「ハ、御兄上樣」重「何か兄上樣へ」つぎ「か御兄上樣へ御目にかゝりまして何とも面目次第もございません何ともお話しをいたしてよいやら……」重「何かつぎ國元にかわつたことでもあるか」つぎ「ハイ、れつしやいますが御最期をなさいました」

明治三十八年一月十日第三種郵便物認可

明治三十八年三月二十日　朝鮮日報　(日刊)　(月曜日)　第五十號

朝鮮日報

言論

梅花と滿洲軍

凍雲疎影に暗き、素月芬香を吹く、[illegible]の芳魂漸く甦みて、[illegible]の美人早く夢裏に入り來る、春光の魁、今方に南枝にあり。

梅花は艶なるにあらず、花容の艶なる、牡丹に若かず、花容美なるにあらず、花容の美なる杏花に若かず、[illegible]

[illegible]

(鐵華)

雜報

◎奉觀大使

[illegible] 我國に大使を派する事となりたるは [illegible]

特派大使 [illegible]　副使 [illegible]　宮内協辦 [illegible]

◎林公使謁見に就て

林公使は去十五日午後三時 [illegible] 參内謁見せり一應御挨拶濟みたる後 [illegible] 上奏 [illegible]

[illegible] 確かなる材料を有せず而して聞く所 [illegible] 三國公使間見は或は該案件に確定したるやと [illegible] 問題につきては [illegible]

●施政改善今後の方針

[illegible] 韓國施政改善は各部の顧問已に其緒につき度支部軍部外部及學部等既に改革案を [illegible] 外に發表せらるゝ [illegible]

●施政改善の順序

[illegible]

●警察機關監督

[illegible] 人を顧問として入れ徴税監督を兼任せしむるに確定し居ると云へり

韓國に於ける政治上の改革は種々なるも最も適切にして至急を要するは警察事務の刷新にあるを以て今回丸山警視と共に來韓する六名の警部中其一名は丸山顧問に附屬補佐せしめ他日京城内の五署に一人宛を配置して警察事務を監督せしめ追て十三道に各部にも警部を配置し郡守の怠慢を監視せしむると共に一面徴税事務をも監督せしめ不規律なる地方政治を改善し地方官をして不正の行爲を施こすの餘地なからしむるの方針なりといふ

●排日運動止ます

[illegible]外六名は壹篇の通文を認めて英佛獨米淸の各國公使館に送りて列國の保護を諦めんとしつゝあり其通文の要領は、「韓國は自主獨立の邦國なるに甲午以來日本は東洋の平和及び韓國の獨立を扶植するとの口實を以て我韓國に侵入し來り表面善隣の好誼を粧ふが如くなるも内心我が邦國を蠶食するの希望を有せり」云々といふにありて現今日本が韓國に對する政策を列記してこれを攻擊し林公使、長谷川司令官、高山憲兵隊長等を誹謗し萬國公法に基きて世界の公論に訴へ韓國の自主を保全せんと謀れるもの、如く其文辭は頗ぶる穩當を欠き且つ其末文には忠憤の激發する所死生も亦た顧みる能はずと記せり要するに我が政策を非難し列國の感情を動かさんと期したるものにして糾發の一人[illegible]なるものは前參政趙秉式に因緣して何事をか計畫し居たる形跡あれば此通文を發するに就ても亦趙參政の意を承けたるにはあらざるかとの風説あり尚ほ以上の通文は我公使館には未だ回付し來らずといふ

●排日運動の中心

排日運動を逞うして日韓兩國の國交を擾亂せんと企てたる許蔿、金鶴鎭、李世稙の輩は已に我が憲兵隊に逮捕せられて禍根を斷ちたる如くなれど韓人間の觀察に由れば以上の三人は天主教徒の假面を被ぶれる或る運動家の煽動に過ぎざるのにして深く其眞相を探究すれば左の三人の巨魁ありて目から排日運動の中心點と爲り居れる由

▲李容泰 即ち巨魁の一人にして彼は常に宮中に出入する雜輩と結托し内臣と連絡を作りて大闕に通ずるの便宜を作り佛國公使館と宮中との間を往來して佛國公使館に盡力の [illegible]

▲[illegible] も亦た巨魁の一にして彼は表面 [illegible] 奔走 [illegible] 日本に好意を表する如くなるも内實は種々の [illegible]

[illegible] 在るを以て [illegible] して金品榮の運動に便宜を興へ [illegible] 運動に陰然援助を與へ [illegible] 目的を貫徹せんと苦心し居れり

▲閔泳吉 是れ [illegible] 巨魁の一人にして彼は前に駐淸公使たりし [illegible] 彼を以て淸國公使館 [illegible] の名を以て淸國より [illegible] 兵を入京せしめんことを計畫し宮内府と淸國公使との間を斡旋し聚殺搖擾の運動に參與し居たり

以上の三人孰れも姦謠佞倖の輩にして重きに因緣すること厚く自から一種の潜勢力を有するを以て此の隱れたる巨魁を掃蕩するに非ざれば京城の治安を維持すること能はずと傳ふるものなり

▲排日運動者引渡要求　外部大臣は十五日附を以て日本公使に對し [illegible] 國交紊亂の罪を以て軍司令部に拘引せられたる金鶴鎭、許蔿の二人を我政府に引渡されたしと要求せり

●伊太利公使の金礦契約

曩日來伊太利公使の要求に係かる金礦特許の件は既に契約調印濟となりたるやに傳ふるものあれども我社の確聞する所によれば該契約は未だ成立し居らず

●火賊二名逮捕さる

先般來[illegible]附近に火賊出沒して屢々日本人に危害を加へ居りしが兩三日前水原の分駐我憲兵の手によりて彼等の二名は逮捕されたり

●京釜鐵道開通式

京釜鐵道開通式はいよいよ來る五月二十五日擧行のことに内定せるを以て在京城の大江監督役、川崎支店長は打合せの爲め去る十五日京城出發歸朝の途に就きたる由也

●京釜鐵道總會

同鐵道會社は來る二十五日午前十時より東京神田靑年會館に於て定時總會を開く由

●大連航路の不況

曩に大阪商船會社に命令試航せしめし大連航路の景況を聞くに去る一月以降同社は月四回の規定により開航せしが初航は既に第二回に至りては往復共稍々好望を呈したり第三回に至りては船客は僅々拾數名に過ぎず貨物も其筋にては都合により普通商用品類は便航搭載の必要を認めざることゝなり [illegible] 攻航途に掛け切れざる有樣なれば [illegible] 航路は一般船主等營業の豫想に反し非常の不況に陷りしを以て同會社にても爾來は月二回位に止めんとて其筋へ向け稟請中なりとの事なり

●淸韓輸出貨物(價格證明所設置)

本邦輸出業者中には輸出商品に虚僞の價格を付し税關通過の際[illegible]を企つるものあり [illegible] 受くるのみならず他の誠實なる當業者に影響を及ぼし延いて通商貿易を阻碍すること少からず殊に淸韓向貨物に此弊害多し以前從量稅法を採用せし淸國は昨年改正條約實施後從價稅を課することゝなりてより本邦商品は申告書の價格は信用を措かれずして常に高價に鑑定され高稅を拂ふ場合甚だ多く隨つて外國品との競爭に苦しみつゝある森田商工局長よりの程大坂商業會議所に對し淸韓兩國向輸出貨物は會議所にて價格證明の任に當り今後は通商上盡力ありたき旨依賴し來れりされ大坂商店改良會にても夙に此弊を認め價格證明所の設置につき大藏省及び各稅關の同意を求め實行する計畫中なりといへば遠からず何等かの方法を案出し實行さるゝに至るべし

●和田農商務次官の淸韓視察

和田農商務次官は淸韓兩國に於ける商工業視察の爲め出張を命ぜられ商工局の法學士永井惟直氏は隨行として十六七日東京出發長崎に出で先づ香港に渡航し南淸一帶を始め中淸及び北淸地方を經由し韓國要部を視察して七月中旬歸京の豫定なりと

●目賀田顧問歸韓

歸京中なる目賀田韓國顧問は去十九日東京を出發したれば二十日頃歸韓の筈なり

●石油坑の發見

東萊温泉附近に於て[illegible]居留地の日本人某氏石油坑を發見したりとて風說せられ當港よりも二三の實業家同地に出張したりといふ

●貝藻業者等對抗せんとす

貝藻採集[illegible]韓國沿岸に於ける貝藻[illegible]一團体生じて韓國沿岸に於ける[illegible]採集に取懸りし爲め個人營業者の[illegible]從來の營業に於て利益を得んとすれば一致團体の上該會社に當るに如かずと目下右對抗運動中なり

●回漕組合の一致行動

過日記載せる如く當韓國に於ける回漕業者一同は今回組合を組織し一致の行動を執り相互に利便を計り且つ極端なる競爭の弊を打破するの策を執る由なるが獨り韓國沿岸の利益を壟斷せんとする大阪商船會社に對する打擊は少なからざるものなるべしといふ

●兎に角喜ぶ可し

某氏曰く日露戰以來無資本家の渡韓者織るが如し吾等は兎に角之れを喜ぶ所なりといふに當韓國に來れば幾ら愚鈍なる我同胞幾ら無資本の吾同胞といへば韓人の未開とは比較すべからず倍すれば生存の競爭に勝つを得べく既に生存競爭に打勝ちて安然にパンを得れば資本も追々生み出し事を爲せばなり云々

○演藝會はお流れ

當地五六の有力者にて演藝會を開くの計畫中なりしが昨今お流れとなりしとの風說高き樣なり

●建築界

春期は同界の[illegible]期にして同業者に聞けば[illegible]口縣長崎縣其他諸縣より[illegible]職人の渡韓頗る多き樣なり

●寫眞界

日朝寫眞館に於て撮影[illegible]別境の藝妓及び特別藝妓の[illegible]早々出來上るべしと▲同館にて[illegible]版の製造にも着手する筈なり▲[illegible]一軒の寫眞館を開業する豫定にて奔走中の人あり▲交通の便と共に本邦より風俗風景を撮影の爲め渡韓する同業者頗る多き模樣なりと

朝鮮日報

小説

新作小説 みだれ心 (三)　東京 小村田[illegible]

並さして夢の如き[illegible]、夕顔に[illegible]はれし姿もれば乃ち[illegible]子は、情緒と[illegible]川の橋上に佇んでゐる。

思へば思ふほど、一年前の、嫁入から結納を取交はされて、玉の輿に乗つて、杉男さんと夫婦になる時の昔が懐しい、今思へば、あの頃であつたらう、穏やかな夕日の、西の空に沈まんとして、ぱつと射したる餘光が辷つて、私の顔に輝いて、さらぬだに村の人達が、山程寄つて集つて、まア美しい花嫁さんだことーと、れ嫁さんに杉男さんでは、ほんとに[illegible]ツくりね、りすと私語く聲の、チラく私の耳へ入つて、秋の紅葉のそれならぬ、燃ゆるばかりの紅を顔に染した時の、うれしさ、羞かしさ、その時は白魚のやうな手の、水切れした今から思へば、ほんに、夢のやうにしか思へないー。

今年の二月、[illegible]杉男さん御出發なる時、[illegible]に明けはなれて、相互に交はす門出の盃も濟んで、[illegible]の人達が踏出し、旗を押し立て、萬歳を唱へて、勇ましく見送つて、衆人の去つた後に、私が一人、柳のかげに彳ずんで、未だうら寒き春の朝の、冷たき霧の靄に包まれて、次第に小さくなつて行く、杉男さんの御姿を見送つた時の、心細かつたおとー。

ああ戀しい杉男さんは居なくなつた、今夜からは、温かい胸でお伽うくことも出來ない、以後、氣むつかしいお舅様の機嫌とるに一層骨が折れる。あゝ杉男さん！一層、私も一緒に連れて行つてと、あとから驅け付けて行つて、[illegible]につかうと思つたが、又それも許されぬ事なればとはて諦らめ、どうく[illegible]とも思ひして、家に歸つたもの何となく胸が騒がつて、ともすれば、ものを悲しさにきらくと涙が溢れる、杉男さんが[illegible]満州どやらいふ處は、あゝかの空あたりかぜ、風吹きすさむ夜半の、夢結び得ぬ時なぞ、閨の障子をあけて、[illegible]なやうと、幾く度か、かなたの空の、輝く星影に向つて手を合したらす。

●諸國の手土產(二)　京都の名所舊蹟に富めるは今更[illegible]も[illegible]るが幾更[illegible]時は東山嵐山等の[illegible]て近畿人の[illegible]する全國に冠たるを以て其の手土產を紹介せん

▲紅白粉線入壹箇十錢以上▲京都扇壹本五錢以上▲扇子壹本金[illegible]友禪[illegible]泊[illegible]等掛物類以上清水等燒器壹組五十錢以上(次は伊勢土產を紹介す)

●鯨を拾ふ　韓人漁夫[illegible]名は一昨日牧の島附近にて鯨を寄せ上ぐる怪しきもの、掛りたるより[illegible]掛けしに一週間以前の島藤原組の[illegible]せしものあふ大鯨なるより一應警察へ届出たるに何打沈みて行衞不知となりたるより其當にて置きたる者と分り立合ひの上解剖せしに果して藤原組の銛打つたるおありたるより同組に引渡し同組よりは前記韓人に二十圓を謝禮せりといふ

●相撲と日延　春の海此れは大きな[illegible]、牢、坂合併相撲は非常の好人氣にて昨日限りに京て大邱へ向ふ筈なりしも當地の有志より相談を受け明日迄日延せり

●女の鼻　男の大いなる鼻は勢力の表章なれど女の大いなる鼻は獨る色消なるのみならず意志の弱く多淫の性質を表すものなり左なくば御の[illegible]女は性質の[illegible]る事を表はす善く[illegible]人の事を探りあく特質ある事を表はす

女の低き鼻は利己心にとむ事を表はす短かき鼻と記憶力の乏しき印なり上を向きたる鼻は性質のねぢけたるを表はす段のある鼻は高慢の性質を有する表章なり小さき形善き鼻は邪念なき正直の女の表章なり

鸞の嘴の如き鼻は貪慾なるを表す小の膨れたるものは滑稽趣味にとむ女の最も善きは何人も注意せんと考へぬ尋常のなるへし

●大江山の大閉口　一昨日の事夫れも[illegible]釜間入江町の大近にて全勝力士の大江山が揚々として ノッリくとあみ來ると折柄[illegible]登勢あたりから尻も掛か脊の短き藝者二名[illegible]げんの千鳥足[illegible]ら[illegible]敏くも大江山をみるや「オヤ[illegible]取さん」と變な聲を出したと思ふや否や飛かゝりお前ハ本[illegible]くホントニ薄情者モノヨ妾しにはつかり思はしてサ憎い事ヨト捲りかゝわぬ大[illegible]がに寛大の大江山も是れには大に閉口[illegible]ーごんすくの百萬遍も[illegible]けて迷ふ如く立去りしさは近頃の大滑稽なり

細腕のもろう踏み出す大江山　狂、

●韓人の腕を折る　[illegible]の分らぬ奴偶には撲るも是非なしと大目にも見るが是は寄キッイ撲りやう昨日韓人某が佐須土原一行中の相撲を覗き居り度々制したるが聽(の誤)

●煙草を喫て説論　富平町十三番地三浦樓内三浦モト(十[illegible])は未だ肩揚上げも取れない女の癖に生意氣にも一昨日煙草を吹かし居る處を査公に見咎められ説論の上追返されたるか近來は當港にても未丁年者の喫煙者を間々見受くるが今の中に止めないとれ目玉頂戴するぞえ

●茶菓子の食逃　廣島縣平民漁夫竹森[illegible]次郎外三名は一昨夜佐須土原金榮樓に登樓し茶菓子代價二十錢を喰ひたる揚句仲居の目を窺ひ逃げ出したるより金樓主人は跡追かけ引捕へ警察へ引渡したりとはトンマな奴

●神經が狂ふ[illegible]つた　和歌山縣平民當時[illegible]町[illegible]七番地所住大工秋山兵一郎(四[illegible])は丸山教會の信仰者なるが先頃より精神に異狀を生じ居りたるか一昨日は市中にとび出し亂暴するより巡りさんに引つ捕へられたるが神樂が移つたなど理屈の分らぬ[illegible]計り喋り居るに閉口せりと

●相撲[illegible]い[illegible]のつて腕を折る奴、[illegible]に[illegible]人の腕を捕へ引出したるに何かサテ角力取の事とてアッサリ捕へたりなるも脆くも腕が折れたとやらにて直ちに當公立病院に入院せしめたりと全治には大凡三週間も要すべしといふ



▲松本旅館御[illegible]所の上(○)さん君の渡韓乃目的は毎晩佐須土原三浦樓へ行つて金を湯水の如く使ふのですか君は妻子ある身ではないか今の中止めない(黒田生)▲當地商年の不活潑なる事不品行なる事實に驚く計りだ易迄は余程我慢して居つたがモー人見るに聞くに忍びないから毎日投書します一▲○生)事實であれば委しく御記載の上投書しなさい(三面小僧)▲角力取りは体の大い癖に女が惚れると見えて何處でも浮名を流さない事はないが何處かに見處のあるかしら乃公も一つ角方取りとなろうか(醜男子)君はソー迄女に惚れられたいなら女護の嶋へなりと行き給へ(小僧)▲當港洋溢窟を探險して魔窟探險記の様なものをお記載して頂戴な(つやチ)▲追々探險しましよ(係)▲ヒヤッ何んだい人のセンタを無案内で撲りやかつてヒッタリするじやないか(オレヨ)▲案内してならば撲つても好いのですか(係)▲稲屋町の海岸であの女の捕の引き様の凄かつたおツたら(恐られ坊)▲櫻井座幸座の俳優共は戦爭の大事輸入勉强の就ては御賞典に幸座連中には太根一荷松井座の太根すら十挺少しけやつておやり(評)

韓錢相場(三月拾四日)　現錢十七割四分　手形出來申さず

朝鮮日報月曜廣告